

## 低入札価格調査制度における調査基準価格の算定基準

御嵩町低入札価格調査制度実施要領（平成 15 年訓令甲第 22 号）第 3 条に規定する調査基準価格の算定基準について、下記のとおり定める。なお、算定基準は、平成 31 年 3 月 29 日適用の工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに準拠するものとする。

### 記

#### <対象工事>

予定価格が 1,000 万円を超える建設工事

#### <算定方法>

調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ①直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ②共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④一般管理費の額に 10 分の 5.5 を乗じて得た額

特別なものについては、上記の算定方法にかかわらず、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

※調査基準価格の 1 円未満の端数処理については、①～④の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額及び予定価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額は切り捨て、予定価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額は切り上げとする。

※特別なものについては、工事価格を構成する「直接工事費」、「共通仮設費」、「現場管理費」及び「一般管理費等」の各経費項目により計上することが困難であると認められる特別な工事について適用するものとする。

#### <適用>

令和 2 年 4 月 1 日以後に入札執行通知又は入札公告をする競争入札から適用する。